

○うきは市地下水の保全に関する条例施行規則

(平成26年9月24日規則第13号)

(趣旨)

第1条 この規則は、うきは市地下水の保全に関する条例（平成26年うきは市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地下水採取届)

第2条 条例第4条第1項の規定による届出は、地下水採取届出書（様式第1号）により行うものとする。

(変更又は廃止の届出)

第3条 条例第4条第3項の規定による届出は、地下水採取変更届出書（様式第2号）又は地下水採取廃止届出書（様式第3号）により行うものとする。

(証明書)

第4条 条例第8条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第4号）によるものとする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。